

大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム
(芭蕉@在宅ネット)

運用管理規程

令和2年7月6日改訂

1 総則

1.1 目的

本規程は、大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム「通称（芭蕉@在宅ネット）」に関して必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運営することを目的とする。

1.2 大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム（芭蕉@在宅ネット）の定義

本規程において大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム（以下「芭蕉@在宅ネット」という。）とは、プライバシー保護を図りながら、当地域における医療機関、介護施設、訪問看護ステーション等が、在宅療養等に必要な情報を、ネットワークで共有し、在宅療養患者に質の高い医療・福祉サービスの提供を行うことをいう。

1.3 芭蕉@在宅ネットの運用

- 1) 芭蕉@在宅ネットの運用に関し必要な事項については、別に定める芭蕉@在宅ネット連絡協議会において協議し、本規程の変更及び諸規定の制定・改廃を行うことができるものとする。
- 2) 事務局は、大垣市医師会とする。

1.4 システムの運用管理

- 1) 芭蕉@在宅ネット連絡協議会は、芭蕉@在宅ネットの運用管理をシステム開発委託事業者に実施させることができる。
- 2) 芭蕉@在宅ネットの利用は、本規程に基づき行うものとする。

2 責任者の責務

2.1 運用管理責任者（連絡協議会会長）の責務

- 1) 芭蕉@在宅ネットが安全かつ正常に稼働できるよう、運用管理を委託する業者と連携し、障害発生時には迅速に復旧対応を行う。
- 2) 芭蕉@在宅ネットの利用に関わる、申請書の管理、システム利用の登録・変更管理を実施する。
- 3) 芭蕉@在宅ネットの利用に対し、利用研修や、個人情報保護に関する啓発・教育を行う。
- 4) 芭蕉@在宅ネットの利用において、何らかの不正行為及び改ざん行為等が確認された場合、並びに著しく不正行為等に関する疑義が生じるような事象が確認された場合は、芭蕉@在宅ネット運用管理責任者は、速やかに必要な対策と措置を行う。

2.2 施設管理者（利用施設責任者）の責務

1) 利用環境

芭蕉@在宅ネットの利用許可は、大垣市医師会が貸与するiPad若しくは利用施設が購入貸与するiPad、iPhoneやパソコン（以下「ユーザー端末」という。）に限定し、次の利用環境を整備する。

<iPad、iPhoneの利用環境>

- ① パスワード付きスクリーンロックまたは、自動ログオフ機能を設定すること。

② iCloudに設定情報や患者データを保存しないこと。

<パソコンの利用環境>

- ① パスワード付きスクリーンロックまたは、自動ログオフ機能を設定すること。
 - ② 不特定多数の者が出入する場所においては、必要に応じて偏光フィルム等による窃視防止措置を講ずること。
 - ③ アンチウイルスソフトを導入し、パターンファイルは常に最新のものを使用すること。
 - ④ 施設管理者は、ソフトウェアの更新等の指示があった場合、指示に従って配布するパソコンに対して適切に対応しなければならない。
- 2) 芭蕉@在家ネットの利用を希望する施設等は、当該施設における責任者（以下「施設管理者」という。）を明示し、「利用施設登録申請書（別紙様式1号）」を芭蕉@在家ネット連絡協議会へ電子メール、FAXまたは郵送により提出し、施設としての利用申請を行う。なお、施設で管理するパソコンを使用する場合は、併せて「施設使用機器登録申込書（別紙様式2号）」で申込申請を行うこと。
- 3) 利用施設の認証された施設は、「利用者登録申請書（別紙様式3号）」に必要事項を記入し、申請書を芭蕉@在家ネット連絡協議会へ電子メール、FAXまたは郵送により提出し、利用申請を行う。
- 4) 芭蕉@在家ネットで多職種と情報共有を行う場合は、患者若しくはその家族と「患者同意書（別紙様式4号）」を交わし、双方が所持するものとする。
- 5) 施設管理者は、ユーザーの異動・退職等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「利用者変更・削除申請書（別紙様式5号）」を電子メール、FAXまたは郵送により提出し、芭蕉@在家ネット連絡協議会に変更内容を申請しなければならない。
- 6) 施設管理者は、所属する施設がシステムを利用施設に該当しなくなったときは、速やかに「利用施設登録抹消申請書（別紙様式6号）」を電子メール、FAXまたは郵送により提出し、芭蕉@在家ネット連絡協議会に施設としての利用登録抹消を申請しなければならない。
- 7) 施設管理者は、利用脱退を行う際には、当該施設の患者情報を除き、芭蕉@在家ネットを通して得た個人情報は、速やかに裁断・溶解処理・物理的破壊等により適切に廃棄しなければならない。
- 8) 施設管理者は、ID及びパスワードについては、定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない。
- 9) 施設管理者は、ユーザーID及びパスワードの付与にあたっては、ユーザーに「個人情報取扱い誓約書（別紙様式7号）」を提出させ、署名した誓約書は施設内において保管するものとする。
- 10) 施設管理者は、システム利用者（以下「ユーザー」という。）にシステム研修や、個人情報保護に関する教育を行うこと。
- 11) ユーザー端末を使用しない際は物理的に施錠し保管する。（鍵のかかる保管庫へ保管、ワイヤーロックの使用等）
- 12) 施設管理者は、ソフトウェアの更新等の指示があった場合、指示に従って配布するユーザー端末に対して適切に対応しなければならない。

3 ユーザーの責務

システム利用者は、医療法、個人情報保護法、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス等を遵守し、芭蕉@在宅ネット連絡協議会が定めた運用管理規程を理解した上で、利用すること。

3.1 ユーザーID及びパスワードの取扱い

- 1) パスワードは英数字記号混在した8文字以上とし、英字、記号を少なくとも1文字は入れ、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- 2) システム利用者は自己が利用しているIDを、他人に利用させてはならない。ただし、書き込み禁止で閲覧だけ許可されたID・パスワードは除く。
- 3) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。
- 4) パスワードを記載したメモを作成している場合は、人目に触れないよう厳重に管理しなければならない。
- 5) 複数の情報システムを扱う職員は、同一のパスワードをシステム間で用いてはならない。
- 6) パスワードを利用端末に記録してはならない。

3.2 利用上の留意事項

- 1) 私物モバイル端末、パソコンの使用は禁止する。
- 2) 配布するiPadの改造及び増設・交換を行ってはならない。
- 3) 芭蕉@在宅ネット端末では当該システムのみの利用とし、他の業務では利用してはならない。
- 4) ユーザー端末を利用施設外に持ち出す場合は、利用施設責任者の許可を受けなければならない。
- 5) 芭蕉@在宅ネットで得た患者の個人情報を、使用目的外のために第三者へ提供してはならない。ただし、診療等の現場で、業務の必要に応じて、患者本人または患者家族の承諾を得て第三者に提供する場合はこの限りではない。
- 6) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行ってはならない。
- 7) 患者等のプライバシーを尊重し、職務上知ることが必要な情報以外の情報を参照してはならない。
- 8) 法令上の守秘義務の有無に関わらず、参照により知り得た情報を正当な理由なしに漏らしてはならない。異動、退職等により職務を離れた場合においても同様である。
- 9) 参照した情報をユーザー端末や他の記録媒体にダウンロードしたり、印刷したりする場合は、施設管理者の許可のもとで実施し、厳重な管理を行うこととする。
- 10) ユーザー端末で利用しているオペレーティングシステムやパッケージソフト等のパッチなどの修正プログラムがメーカーより発行された場合、速やかに適用しなければならない。
- 11) アンチウイルスソフトは常に稼働させておくとともに、定期的にソフトウェア等のウイルスチェックを行い、感染の有無を確認することとする。
- 12) ユーザー端末において、無断でアプリケーションソフトウェアを導入してはならない。WinnyやShare等のファイル共有ソフトを使用してはならない。
- 13) 利用施設責任者に許可なくセキュリティ機能の設定を変更してはならない。

4 障害時の対応

- 1) ユーザーは、システムの異常や不正アクセスを発見した場合、速やかに施設管理者及び芭蕉@在宅ネット連絡協議会に連絡し、その指示に従う。
- 2) ユーザーは、ウイルスに感染またはその恐れを発見した場合は、ネットワークからユーザー端末を切り離すとともに、芭蕉@在宅ネット連絡協議会へ連絡し、その指示に従う。
- 3) 芭蕉@在宅ネット連絡協議会は、速やかに、患者、他のユーザー、他の施設管理者に対し、事故に関する説明を行い、迅速にその原因追究を明らかにするとともに対応策・再発防止策を講じる。

5 違反行為に対する対応

- 1) 事故原因が、ユーザーまたはその利用施設の運営管理内にあり、芭蕉@在宅ネット連絡協議会の責めに帰する内容が明確に認められない場合、本規程に定められた責務を果たさないことによって、患者、他のユーザー、他の利用施設に対して何らかの損害を与えた場合、当該事故のユーザー及び利用施設がその損害賠償に関する対応を行う。
- 2) 事故の原因が、ユーザーまたはその利用施設の運営管理内にあり、本規程に定められた責務を果たしているものの、芭蕉@在宅ネット連絡協議会の責めに帰する内容も認められる場合で、かつ当該事故により、患者、他のユーザー、他の利用施設において何らかの損害が生じた場合には、芭蕉@在宅ネット連絡協議会と協議の上、その損害賠償に関する対応を行う。

6 その他

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、令和2年7月6日から施行する。

以上